

平成 28 年(2016 年)11 月 18 日
総務部行政改革課
（課長）井出英治
（担当）青木能健 加藤憲一
電 話：026-235-7029（直通）
026-232-0111（代表）内線 2558
F A X：026-235-7030
E-mail：gyokaku@pref.nagano.lg.jp

資料 5

平成 28 年度定期監査報告への対応について

「平成 28 年度 定期監査の結果に関する報告」概要

監査の概要

- 1 対象年度 平成 27 年度（必要に応じて他の年度執行分も対象）
 2 対象機関 県の全 344 機関（一般会計・特別会計 338 機関 企業特別会計 6 機関）

監査の結果

1 指摘・指導・検討事項及び意見 （単位：件）

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計	意 見
平成 28 年度 ①	5	28	14	47	38
平成 27 年度 ②	4	29	1	34	25
①－②	1	△ 1	13	13	13

2 特記すべき事項（報告書 3～4 ページ参照）

(1) 大北森林組合等の補助金不適正受給について

ア 大北森林組合の補助金不適正受給【意見 4 件】

補助金不適正受給に係る債権総額は 8 億 7,988 万余円。うち返還済額は 1,000 万円。

【意 見】

①債権の計画的かつ早期の回収等

「計画的な回収」「加算金等付帯債権の取扱いの検討」「国庫補助金返還等への対応の着実な実行」を求めた。

②県民への説明責任

県民の関心が非常に高い事案のため、概要や県の対応等の進捗状況をホームページ等でわかりやすく公表するなど、説明責任を果たすよう求めた。

その他 ③「適切な担保」④「林務部コンプライアンス推進行動計画の実践」を求めた。

イ 大北森林組合以外の補助金不適正受給【意見 2 件】

収入未済となっているもの 15,021 千円（1 件）。4 市町村の間接補助金は未請求。

【意 見】 ①収入未済の解消と早期の返還請求 ②加算金の取扱いの検討

(2) 河川占用料及び道路占用料の未徴収について【指摘事項 2 件 意見 1 件】

河川・道路占用料の徴収事務の一部未実施による未徴収額が発生

【指摘事項】

（単位：件、機関、円）

区 分	件 数	機 関 数	未 徴 収 額	うち徴収不能額
河川占用料	1	11	51,334,259	32,321,230
道路占用料	1	6	23,007,435	10,759,275

【意 見】

再発防止のため、定期的に事務の執行状況調査を実施するほか、システムの再構築やマニュアルの見直しなどにより、適正な事務処理体制を確立すること。また、徴収可能額の早期収入に努めることを求めた。

(3) 前年度に引き続き指摘事項及び指導事項となったもの【意見 2 件】

前年度に引き続き指摘事項等となったものが 7 項目。16 機関から 23 機関に増。

【意 見】

①コンプライアンスの推進にあたって

他機関に係るものも含め、監査結果を真摯に受け止め「自分事化」し取り組むよう求めた。

②会計事務の適切な執行に向けた指導体制の強化

会計事務に携わる職員への指導体制の強化と意識の啓発を求めた。

検討事項・意見の主な内容

1 検討事項・意見の状況

「正確性」「合規性」に加え
◇「**経済性**」(Economy)
◇「**効率性**」(Efficiency)
◇「**有効性**」(Effectiveness) を重視

監査実施

○ 検討事項 14件
(H27 1件)
○ 意見 38件
(H27 25件)

2 主な検討事項・意見

(1) 地域発 元気づくり支援金及びスクールカウンセラーの予算の有効活用等

(報告書 18、19 ページ参照)

ア 地域発 元気づくり支援金
地域の要望は予算額を上回り、全てには
は応えられない状況
イ スクールカウンセラー
学校の需要は予算額を上回り、全てに
は応えられない状況

一方で多額の
不用額が発生
ア 75,719千円
(8.9%)
イ 8,593千円
(5.7%)

《検討事項》
事業執行の工夫
により不用額を
減らし予算の有
効活用を検討

(2) 特別会計の歳入歳出差引額の適正化 (報告書 24、25 ページ参照)

ア 市町村振興資金貸付金特別会計
貸付実績は前年度からの繰越金等を
大きく下回る状況
イ 農業改良資金特別会計
農業者からの返還金を国等へ返還す
るまでに年数を要する

歳入歳出差引
額が多額
ア 159,800千円
イ 224,992千円

《検討事項》
一般会計への繰
出し等により歳
入歳出差引額の
適正化を検討

(3) 長野県森林づくり県民税の有効活用 (報告書 39 ページ参照)

ア 長野県森林づくり県民税
森林づくりに必要な財源として県民
が負担する貴重な税

税込額の 3 分
の 1 が未活用
ア 220,000千円

《意見》
・県民税の有効
活用を要望
・今後について
幅広い議論によ
る検討を要望

ま と め

【コンプライアンスの徹底と一層の推進】 (報告書27ページ参照)

県では、本年を「コンプライアンス元年」と位置付け、「意識改革」「組織風土改革」「しごと改革」に組織をあげて取り組んでいます。法令等を形式的に遵守するにとどまらず、一歩進んでその背景にある社会の要請や県民の期待にしっかりと応えることをコンプライアンス推進の根底にすえ、時には従来からの制度や運用を見直すことも視野に入れたこの取組を注目しています。

監査においても、その職務の中で本年度は特に行財政運営における 3E、すなわち**経済性** (Economy)、**効率性** (Efficiency)、**有効性** (Effectiveness) の観点を重視して取り組んでまいりました。本年度の定期監査結果報告においても、その成果として検討事項等を盛り込んだところとす。

県ではコンプライアンス推進のキーワードを「自分事化」としています。各部局、各職員においては、他機関に係るものも含めてこの監査結果を真摯に受け止め、県民のための「意識改革」「組織風土改革」「しごと改革」を一層推進するよう強く要望します。

課 (室) 長
現 地 機 関 の 長 様

総 務 部 長

平成28年度監査委員定期監査報告への対応について（通知）

このことについて、監査委員から平成28年度定期監査の結果に関する報告がされました。

報告では、河川・道路占用料の徴収事務未実施を含む5件という多くの指摘事項をいただいています。これらは、県民の信頼を裏切る極めて遺憾な事案であり、すべての県職員が自らのこととして真摯に受け止めて、職員の意識改革、組織風土の改善に取り組み、県組織全体の法令順守体制を確実に実施することで、職員の意識を高め、県民から信頼される組織づくりを推進していかなければなりません。

指摘及び指導を受けた課所はもとより、それ以外の所属においても、それぞれの事務を改めて点検し、所属長の責任において同様の事例が二度と発生しないよう、取り組む必要があります。

定期監査報告の内容については、各部局のコンプライアンス委員会においても周知し、事務の改善に向けた検討を行うこととしてください。

複数年にわたり指導等を受けている事例に関しては、監査委員事務局で取りまとめている「まちがえやすい事例集」を参考に別紙のとおり整理しましたので、各所属において十分留意いただくとともに、関係課所全体の是正措置と再発防止を徹底してください。

（参考）

○平成28年度定期監査の結果に関する報告

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kansa/kensei/kansa/kekka/documents/kk281117.pdf>

○「まちがえやすい事例集」

<https://sj2pta.pref.nagano.lg.jp/aqua/c51c722e-0385-4e18-abf2-21bde7fccd52/view>

人事課コンプライアンス推進室
（室長）宮下克彦
（担当）清沢浩志 樋沢和幸
電 話 026-235-7031（直通）
2047（内線）
ファクシミリ 026-235-7395
E-mail compliance@pref.nagano.lg.jp

総務部行政改革課
（課長）井出英治
（担当）青木能健 加藤憲一
電 話 026-235-7029（直通）
2558（内線）
ファクシミリ 026-235-7030
E-mail gyokaku@pref.nagano.lg.jp

28 行第 75 号
平成 28 年(2016 年)11 月 17 日

企業局経営推進課長
議会事務局総務課長
教育委員会教育政策課長 様
人事委員会事務局次長
労働委員会事務局調整総務課長
警察本部会計課長

総 務 部 長

平成 28 年度監査委員定期監査報告への対応について（通知）

このことについて、監査委員から平成 28 年度定期監査の結果に関する報告がなされました。

知事部局においては、再発防止を図り、県組織全体の法令順守体制を確実に実施する観点から、別紙のとおり注意喚起通知を発出しましたので、ご承知おきください。

総務部行政改革課
（課長）井出英治
（担当）青木能健 加藤憲一
電 話 026-235-7029（直通）
2558（内線）
ファクシミリ 026-235-7030
E-mail gyokaku@pref.nagano.lg.jp

(別紙) 複数年にわたり指導等を受けている事例

分類	事 例		平成28年度の指導等課所	「まちがえやすい事例集」記載No. または指導等年度
収入事務	その他収入に関する事務処理が適切でないもの	道路占用料について、占用期間が翌年度以降にわたる場合、次年度以降の占用料は、当該年度の4月30日までに徴収すべきところ、一部の占用許可物件 2,434,043円について、12月に徴収していた。	諏訪建設事務所	事例No.7
		【指摘事項】 行政財産の目的外使用許可において、使用許可期間が平成27年3月31日までとなっていた合同庁舎内の全ての入居団体(14団体)の事務室等使用許可申請について、使用許可の更新を行っていなかった。使用料については、平成27年4月30日までに徴収すべきところ、一年以上経過した平成28年5月に徴収していた。 また、平成28年度についても、使用許可をすることなく、使用料を徴収しており、平成28年4月30日までに徴収すべきところ、5月に徴収していた。	北安曇地方事務所(地域政策課)	事例No.4、No.6
契約事務	契約書又は請書が作成されていないもの	「手術用埋没材料の購入」(契約額1,129,492円)について、契約書を作成すべきところ、売買契約書を作成していなかった。 また、給付完了確認後に検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。	総合リハビリテーションセンター	事例No.28
	随意契約の理由等が適切でないもの	需用費による「体育館照明器具取替(修繕)」(契約額837,000円)について、予定価格が100万円を超えていたことから、競争入札とすべきところ、随意契約としていた。 また、出納員の事前審査を受けていなかった。	白馬高等学校	事例No.16、No.25
	その他契約に関する事務処理が適切でないもの(270)	「平成26年度防災・安全交付金(地すべり対策)」(契約額4,903,200円)について、標準的な工期として約80日必要であり年度末の入札であることから、早期に繰越承認を得るか、債務負担行為を設定するなどにより、適切な工期を確保して契約すべきところ、当初工期を4日で契約していた。 <p style="text-align: center;">【工事等監査】</p>	長野建設事務所	事例集記載無し H24、H25、H26指導
支出事務	旅費の返納又は追給を要するもの(321)	職員の旅費について、1件 17,400円を重複支給していた。	文化政策課	事例No.21
		職員の旅費について、1件 2,040円を重複支給していた。	特別支援教育課	
		職員の旅費について、1件 5,400円を重複支給していた。	松本保健福祉事務所	
		職員の旅費について、2件 3,360円を重複支給していた。	東信教育事務所	
		職員の旅費について、2件 14,050円を重複支給していた。	飯田高等学校	

(別紙) 複数年にわたり指導等を受けている事例

分類	事例	平成28年度の指導等課所	「まちがえやすい事例集」記載No.または指導等年度	
支出事務	事前審査に関する事務処理が適切でないもの(384)	当初支出負担行為時における事前審査未了 需用費、委託料、公有財産購入費及び補助金について、財務規則第64条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 補助林道整備事業補助金 交付決定額 1,600,000円 鳥獣被害防止総合支援事業(補助金)交付決定額 3,500,000円	下伊那地方事務所(林務課)	事例No.25
	当初支出負担行為時における事前審査未了 需用費、委託料、公有財産購入費及び補助金について、財務規則第64条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 平成27年度カラマツ採種園造成事業第1号(委託料) 契約額 1,598,400円	長野地方事務所(林務課)		
	当初支出負担行為時における事前審査未了 需用費、委託料、公有財産購入費及び補助金について、財務規則第64条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 公衆浴場設備改善事業補助金 交付決定額 1,703,500円	上田保健福祉事務所		
	当初支出負担行為時における事前審査未了 需用費、委託料、公有財産購入費及び補助金について、財務規則第64条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 平成27年度県単道路改築工事に係る用地取得(公有財産購入費) 契約額 32,864,160円 【工事等監査】	松本建設事務所		
	当初支出負担行為時における事前審査未了 需用費、委託料、公有財産購入費及び補助金について、財務規則第64条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 門扉取替修理(需用費) 契約額 1,317,600円 交通信号機車両感知器取替修理(需用費)契約額 1,944,000円	岡谷警察署		
	当初支出負担行為時における事前審査未了 需用費、委託料、公有財産購入費及び補助金について、財務規則第64条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 警察機動センターキュービクル内の高圧機器取替修繕(需用費) 契約額 1,512,000円	交通機動隊		
	支出負担行為の変更時における事前審査未了 委託料、工事請負費及び交付金について、財務規則第65条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 空港内消防及び警備業務委託(委託料) 当初契約額 31,892,400円(事前審査済) 変更契約額 32,981,040円(事前審査審査未了) 航空灯火、電源施設保守管理及び監視業務委託(委託料) 当初契約額 26,244,000円(事前審査済) 変更契約額 27,108,000円(事前審査審査未了)	松本空港管理事務所		
	支出負担行為の変更時における事前審査未了 委託料、工事請負費及び交付金について、財務規則第65条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 農村活性化支援事業交付金 交付決定額 54,063,000円(事前審査済) 変更交付決定額 39,441,000円(事前審査未了)	佐久地方事務所(農政課)		
	支出負担行為の変更時における事前審査未了 委託料、工事請負費及び交付金について、財務規則第65条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 平成27年度県単道路橋梁維持(災害関連)工事(工事請負費) 当初契約額 36,936,000円(事前審査済) 1回目変更契約額 40,381,200円(事前審査済) 2回目変更契約額 41,331,600円(事前審査済) 3回目変更契約額 41,558,400円(事前審査未了) 【工事等監査】	伊那建設事務所		

(別紙) 複数年にわたり指導等を受けている事例

分類	事例	平成28年度の指導等課所	「まちがえやすい事例集」記載No.または指導等年度	
支出事務	事前審査に関する事務処理が適切でないもの(384)	<p>当初及び変更支出負担行為時における事前審査未了 工事請負費及び補助金について、財務規則第64条及び第65条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 野生鳥獣総合管理対策事業(補助金) 交付決定額 1,331,000円(事前審査未了) 変更交付決定額 1,416,500円(事前審査未了) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(補助金)(9件) 交付決定額 計24,291,000円(事前審査未了) 変更交付決定額 計27,620,000円(事前審査未了)</p>	下伊那地方事務所(林務課)	事例No.25
		<p>当初及び変更支出負担行為時における事前審査未了 工事請負費及び補助金について、財務規則第64条及び第65条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 平成27年度県単道路橋梁維持(小破修繕)、防災・安全交付金(修繕)災害防除(国道)合併工事(工事請負費) 当初契約額 14,796,000円(事前審査未了) 変更契約額 24,721,200円(事前審査未了)</p> <p style="text-align: center;">【工事等監査】</p>	長野建設事務所	
その他補助金に関する事務処理が適切でないもの(430)	【指摘事項】 「みんなで支える里山整備事業」補助金について、補助対象外の事業に対して交付決定したため、過交付となった。 過交付額343,000円		木曾地方事務所(林務課)	事例集記載無し H27指摘
	【指摘事項】 「みんなで支える里山整備事業」補助金について、補助対象外の事業に対して交付決定したため、過交付となった。 過交付額101,500円		松本地方事務所(林務課)	
	農業経営基盤強化資金に係る平成27年度下半期利子助成事業において、利子助成率の変更を確認しなかったため、助成金20円の過交付となった。		長野地方事務所(農政課)	